

財団法人交流協会と亜東関係協会
との間の郵便物の特別取扱いに関
する取決め

財団法人交流協会と亜東関係協会
との間の郵便物の特別取扱いに関
する取決め

財団法人交流協会と亜東関係協会は、1972年
12月26日に締結した「財団法人交流協会と亜東
関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取決
め」の第3項(4)に関連し、現在の郵便関係が今後も
より一層円滑に運用されることを希望し、そのため
には郵便物の特別取扱いが実施されることが有意義
であると認めるので、次に掲げる事項について必要
な関係当局の同意が得られるよう相互に協力するこ
とを合意した。

第一条 この取決めにいう郵便物の特別取扱いとは、
予め設定された時刻に、一定の条件のもとで
差し出された航空郵便物を指定の航空便で運
送し、予め設定された配達時刻までに配達す
る郵便物の取扱いをいう。この取扱いに係る

郵便物（以下「郵便物」という）は「国際ビジネス郵便物」（中国語では「快捷郵件」）と称する。

第二条 郵便物の引受条件については、別途双方の間で協議する。

第三条 郵便物の料金は、それぞれの関係当局が、郵便物の取扱いに係る費用を参酌して定める。前納された郵便料金は、これを徴収した関係当局が収得する。

第四条 郵便物の取扱いを行う郵便局は、相互に指定する郵便局とし、到着郵便物は、これらの局から名あて人に交付する。

第五条 この取決めに明文の定めのない事項については、一般の外国郵便の郵便物の場合と同様とする。

第六条 この取決めの円滑な実施のために特に必要と認められる場合には、双方は、所要の調整

が図られるよう協議し、必要に応じこの取決めを修正する。

第七条 この取決めは、1981年3月20日に効力を生じ、いずれか一方の協会がこの取決めを終了させる意思を他方の協会に通告する場合には、当該他方の協会がその通告を受領した日の後90日で終了する。

本取決めは、日本語及び中国語により作成し、双方の代表は、以上の証拠として1981年3月18日台北において、これに署名した。

財団法人交流協会代表

野崎光明

亜東関係協会代表

張研田